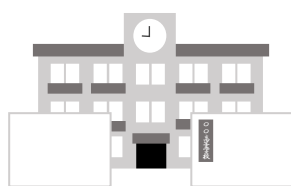


受検料(入学検定料)・入学料の減免を申請される方は、次の手続きをお願いします。

1 事前相談



事前相談

【連絡先】

志願予定の県立高等学校事務室へ、電話等で事前にご連絡ください。

必要書類や電子申請方法について担当者からご案内いたします。

全ての県立高等学校で同じ基準で免除の審査を行うため、減免申請後に志願先を他の県立高等学校に変えた場合でも、再申請や申請先等への連絡は不要です。

入学料のみ減免申請する場合は、入学する県立高等学校事務室にご相談ください。

2 申請(原則、電子申請で受付しています)

電子申請の場合

二次元コード



e-kanagawa 電子申請サービスにて申請してください。

受付期間

令和8年12月1日

～令和9年1月20日

申請ページ URL

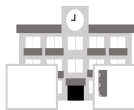
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=134334

申請には証明書類のアップロードが必要です。期間内に用意する必要があります。

※電子申請受付終了後の、二次募集や定通分割選抜のための免除申請については、志願先の県立高等学校事務室へお問い合わせください。

書面申請の場合

申請書等の様式は各公立中学校又は県立高等学校で受け取ってください。



申請書類

書面申請を希望される方は、志願予定の県立高等学校事務室に必ず事前相談をした上で、申請書類を提出してください。

証明書類等の発行が間に合わない場合、申請書の提出期限までに必ず提出してください。

申請書が提出期限までに提出されない場合は減免できません。

3 審査



申請内容をもとに県立高等学校で審査します。

申請内容等に不備等がある場合は、県立高等学校から連絡する場合があります。

4 審査結果送付

申請者宛てに審査結果通知が郵送で届きます。

全額または半額の免除が許可された方は「審査結果確認証」が同封されています。



結果通知

5 志願手続

令和9年1月22日までに県立高等学校事務室が減免登録を行います。申請者は登録が反映されていることを出願サイトにログインして確認してください。

登録が反映されていない場合は、申請先へお問い合わせください。

【全額免除】

出願サイトにて、全額減免になっていることを確認してください。(受検料を納付する必要はありません。)

【半額免除】

出願サイトにて、半額になった受検料を納付してください。

6 入学手続

【全額免除】

出願サイトにて、全額免除になっていることを確認してください。(入学料を納付する必要はありません。)

【半額免除】

出願サイトにて、半額になった入学料を納付してください。

※ 入学手続時までに審査結果が通知されなかった方は、入学料を全額納付してください。その後、全額又は半額の免除が決定した場合は、還付請求をすることで返金します。

【審査の結果が不許可であった方】

受検料、入学料の全額を納付してください。

※ 二次募集及び定通分割選抜の場合は、「審査結果通知」を持参し、受付窓口で提示してください。

◇ 減免の対象

神奈川県立高等学校では、受検料（入学検定料）、入学料について、全額又は半額を免除する制度があります。減免の対象となる方は次のいずれかに該当する方です。

- 1 生活保護を受給されている方・・・・・・・・・・全額免除
- 2 児童福祉施設等に入所されている方・・・・・・・・全額免除
- 3 経済的な理由により学費の負担が困難な方（下記の収入審査が必要）
例）保護者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、
非課税（0円）・・・・全額免除
105,500 円未満・・・・半額免除
- 4 失職等による家計急変・・・・・・・・・・全額免除
（世帯年収が約 380 万円まで減少した方が対象であり、収入審査が必要です。）
- 5 災害を受けた場合・・・・・・・・・・全額免除

◇ 減免される額

区 分	受検料（入学検定料）	入 学 料
全日制の課程	2,200 円（全額免除）	5,650 円（全額免除）
	1,100 円（半額免除）	2,825 円（半額免除）
定時制の課程	950 円（全額免除）	2,100 円（全額免除）
	475 円（半額免除）	1,050 円（半額免除）

◇ 申請方法及び申請先

申請方法	申 請 先		受 付 時 間
	受検料 （入学検定料）	入学料	
電子申請 （※1）	e-kanagawa 電子申請サービス 申請先は志願予定の県立高等学校		申請期間中は全日程 24 時間受付 （電子申請サービスのメンテナンス時間は除く）
書面申請 （※2）	志願予定の 県立高等学校 事務室	入学する 県立高等学校 事務室	平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（※3） （土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

- ※1 電子申請の受付期間は令和8年12月1日～令和9年1月20日までです。電子申請受付期間後については書面申請のみの受付となります。（期間後に二次募集や定通分割選抜のための免除申請を行う場合）
- ※2 原則、電子申請受付期間は電子申請での受付になりますが、書面申請を希望する場合、事前相談で、その旨をお申し出ください。
- ※3 学校により受付時間が異なる場合があります。

◇ 減免申請の流れ

裏面を御覧ください。

◇ 事前相談及び申請書等の提出期限

下記①②の事前相談の締切日までに県立高等学校事務室（受検料は志願予定の県立高等学校、入学料は入学する県立高等学校）に相談の上、申請期限までに申請してください。

区 分	① 受検料（入学検定料）		② 入学料	
	事前相談の 締切日	申請期限	事前相談の 締切日	申請期限
共通選抜 （全日制・定時制）	1 月 8 日（金）	募集期間前日の 受付時間まで （※1）	3 月 2 日（火）	入学手続前日の 受付時間まで （※1）

- ※1 電子申請の受付期間は令和8年12月1日～令和9年1月20日までです。電子申請受付期間後については、書面申請のみの受付となります。
- ※2 減免申請には電子申請・書面申請ともに出願サイトの登録番号が必要になるため、事前に登録を済ませてから申請を行ってください。
- ※3 出願時までに審査の結果が通知されなかった方は、受検料の全額を納付してください。その後、全額又は半額の免除が決定した場合は、還付請求をすることで納付した額を返金いたします。
- ※4 二次募集・定通分割選抜については、締切日や手続きの流れが本案内とは異なる場合がありますので、詳細は志願先の県立高等学校事務室にお問い合わせください。

問合せ先

県立高等学校事務室又は、神奈川県教育委員会教育局行政部
財務課財務指導グループ（電話 045-210-8113）